



令和6年度（2024年度）

障害福祉サービス等制度改正について

【日中活動系サービス編】

【対象サービス】

- ・生活介護
- ・短期入所



1. この動画の目的について

2. 令和6年度 主な制度改革事項について



1. この動画の目的について

令和6年度障害福祉サービス等制度改正



令和6年4月1日

- ・ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定
(一部の改定事項については経過措置あり。)
- ・ 八王子市指定障害福祉サービスの事業等の
人員、設備、運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例 施行



この動画の目的について

指導・監査

法令等で定める指定基準等に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導、是正の措置を講ずることにより、サービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、本市における障害者（児）福祉の増進に寄与することを目的とする。



障害福祉サービス事業者等に対し、改正基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知することが、障害者（児）福祉の増進のために必要と考え、こちらの動画を作成いたしました。



2. 令和6年度 主な制度改革事項について

制度改正事項

①福祉・介護職員等処遇改善加算について

②地域生活支援拠点等の機能の充実

③強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

④視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充（生活介護）

⑤意思決定支援の推進

⑥障害者虐待の防止・権利擁護

⑦高次脳機能障害者の受け入れに対する報酬上の評価（生活介護）

⑧業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

⑨情報公表未報告の事業所への対応

⑩生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し

制度改正事項

- 
- ⑪医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等（生活介護）
 - ⑫医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等（短期入所）
 - ⑬リハビリテーション職の配置基準、リハビリテーション加算の見直し（生活介護）
 - ⑭栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組の充実（生活介護）
 - ⑮その他（基本報酬の見直し、個別支援計画の共有、「常勤」及び「常勤換算」要件の見直し、送迎加算の対象拡充）

①福祉・介護職員等処遇改善加算について

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算
- ・福祉・介護職員等特定処遇改善加算
- ・福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算



サービス区分	I	II	III	IV
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%

新加算（福祉・介護職員等処遇改善加算）	I	新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）
	II	新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度） ・ グループごとの配分ルール【撤廃】
	III	新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備
	IV	・ 新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度） ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等

②地域生活支援拠点等の機能の充実

(1/2)

○ 緊急時の対応や施設、病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

○ 平時からの情報連携を整えた通所系サービス事業所において、緊急時の受け入れについて評価する。

<<緊急時受入加算【新設】>> (生活介護) 100単位／日

地域生活支援拠点等で、平時からの連携調整に従事する者を配置する事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間支援を行った場合に加算する。

○ 平時から地域生活支援拠点等として情報連携を整えた短期入所事業所において、重度障害者の緊急時の受け入れについて評価する。

[令和5年度以前]

地域生活支援拠点等として短期入所を行った場合、利用開始日について、1日につき100単位を加算する。

[令和6年度以降]

地域生活支援拠点等として短期入所を行った場合、利用開始日について、1日につき100単位を加算する。加えて、市町村及び基幹相談支援センター等との連携調整者を1以上配置し、医療的ケア児等の重度障害者等に短期入所を行った場合、利用開始日について、1日につき更に200単位を加算する。

○ 緊急短期入所受入加算の単位数を見直す。 (加算Ⅰ 180単位→270単位) (加算Ⅱ 270単位→500単位)

②地域生活支援拠点等の機能の充実 (2/2)



○地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整従事者の配置が要件化。

<<障害福祉サービスの体験利用支援加算の見直し>> **生活介護**

[令和5年度以前]

地域生活支援拠点等に位置付けられている場合に、更に1日につき50単位を加算する。

[令和6年度以降]

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に1日につき50単位を加算する。

③強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実（1/2）

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

<<重度障害者支援加算の見直し>>

（生活介護）

□ 重度障害者支援加算（Ⅱ） 360単位／日

（一） 生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 ※基礎研修修了者の加配要件を廃止

（短期入所）

□ 重度障害者支援加算（Ⅱ）（新設） 30単位／日

（一） 区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合

※ 実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合＋70単位／日

（共通）

□ 重度障害者支援加算（Ⅱ）

（二） （一）を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合

（生活介護） （一）に加え＋150単位／日 （短期入所） （一）に加え＋50単位／日

③強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実（2/2）

②状態が悪化した強度行動障害を有する障害者等への集中的支援

○広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を通じて環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

<<集中的支援加算【新設】>>

イ 集中的支援加算（Ⅰ） 1000単位／回

強度行動障害を有する障害者等の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問等し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

ロ 集中的支援加算（Ⅱ） 500単位／日 （生活介護は除く）

集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※集中的支援加算（Ⅰ）と集中的支援加算（Ⅱ）は同時に算定可能。

④視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充（生活介護）



○視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、様々なコミュニケーション手段を持つ利用者との交流にも配慮しつつ、より手厚い支援体制をとっている事業所を更に評価する。

[令和6年度以降]

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ） 5単位／日

視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。

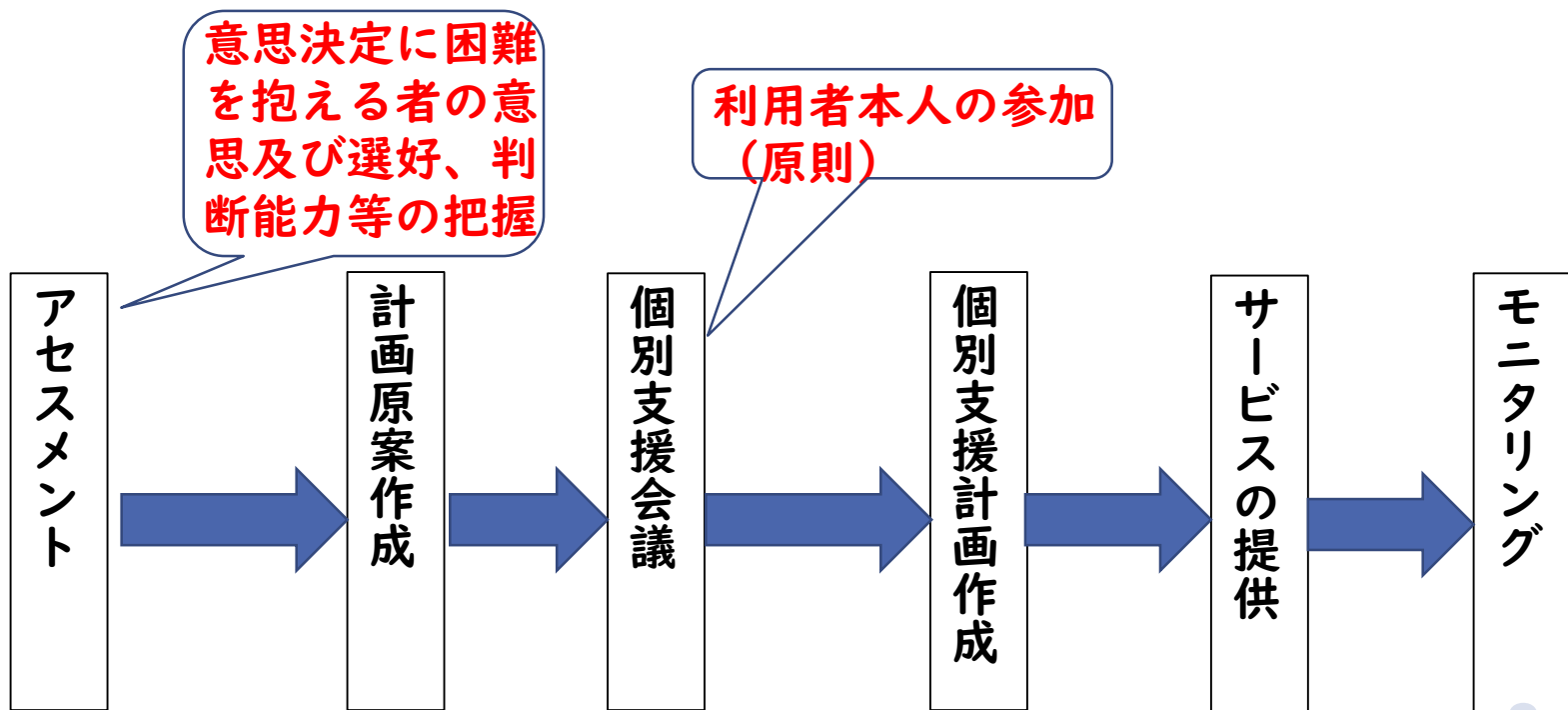
ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ） 4単位／日

視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

⑤意思決定支援の推進



(参考) 障害者の意思決定支援のプロセス



※短期入所の場合、個別支援計画作成は不要。

⑥障害者虐待の防止・権利擁護

○障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の１％を減算）を創設。

虐待防止措置

- ①虐待防止委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知徹底
- ②従業者に対し、虐待防止研修の定期的な実施
- ③上記措置を適切に実施するための担当者の配置

○ 身体拘束廃止未実施減算の減算額を５単位から所定単位数の１％に見直す。（障害者支援施設が行う生活介護は１０％に引き上げる。）

○本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供に関する本人の意向を把握し、その意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を明確化。

⑦高次脳機能障害者の受け入れに対する報酬上の評価（生活介護）



○高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている事業所等进行评估する。

<<高次脳機能障害者支援体制加算>> 【新設】 4単位／日

高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50：1以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

⑧業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

○業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

<<業務継続計画未策定減算>>【新設】

以下の基準に適應していない場合、所定単位数の1%を減算する。
(障害者支援施設が行う生活介護の場合は3%を減算する。)

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」を策定している場合、減算を適用しない。

⑨情報公表未報告の事業所への対応

 ○障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。

<<情報公表未報告減算>>【新設】

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告を行っていない場合、所定単位数の5%を減算する。

（障害者支援施設が行う生活介護の場合は10%を減算する。）

○都道府県知事（中核市にあっては、当該中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

⑩生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し（1/2）

①基本報酬区分の見直し

○ 基本報酬設定について、各利用者のサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、障害支援区分・利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。

○ 障害特性等によりサービス利用が短時間にならざるを得ない者への配慮として、個別支援計画上の標準支援時間での算定を基本とするなど一定の配慮を設ける。

・ 前年度平均利用者数算出の際は、サービス提供時間を考慮する。

（例：5時間以上7時間未満の利用者は1日0.75人、5時間未満の利用者は1日0.5人と計算。短時間利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

○利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定。また、重症心身障害者等対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定。

○常勤職員の多数配置・長期勤続を適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）・（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）とを併給可とする。

⑩生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し（2/2）

② 延長支援加算の見直し

生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定し、9時間以上の支援を評価する。

【令和5年度以前】

【令和6年度以降】

（1）延長時間1時間未満の場合
61単位／日

（2）延長時間1時間以上の場合
92単位／日



（1）所要時間9時間以上10時間未満の場合
100単位／日

（2）所要時間10時間以上11時間未満の場合
200単位／日

（3）所要時間11時間以上12時間以上の場合
300単位／日

（4）所要時間12時間以上 400単位／日

③ 食事提供体制加算の見直し

○ 食事提供体制加算について栄養面を評価しつつ経過措置を令和9年3月31日まで延長。

要件が新たに追加され、①管理栄養士等が献立作成に関与又は献立の確認を行い、
②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重又はBMIの記録を行った場合に、
所定単位数（生活介護：30単位／日 短期入所：48単位／日）を加算。

⑪医療的ケア児の成人期への移行にも 対応した医療的ケアの体制の充実等 (生活介護) (1/2)



【生活介護】

①常勤看護職員等配置加算の拡充

○常勤看護職員等配置加算について、利用定員に応じ、所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数に乗じて得た単位数を加算する形に見直し。

例 定員が11人以上20人以下 28単位／日× 常勤換算員数

②人員配置体制加算の拡充

<<人員配置体制加算（Ⅰ）【新設】>> 従業者を常勤換算方法で「1.5:1」以上配置

(1) 利用定員が20人以下 321単位／日

(2) 利用定員が21人以上60人以下 263単位／日

(3) 利用定員が61人以上 245単位／日

※従来の人員配置体制加算（Ⅰ）～（Ⅲ）はそれぞれ人員配置体制加算（Ⅱ）～（Ⅳ）に。

③入浴支援加算の創設

<<入浴支援加算【新設】>> 80単位／日

医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、1日につき所定単位数を加算する。

⑪医療的ケア児の成人期への移行にも 対応した医療的ケアの体制の充実等 (生活介護) (2/2)



【生活介護】

④喀痰吸引等実施加算の創設

<< **喀痰吸引等実施加算【新設】** >> 30単位/日

医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、
1日につき所定単位数を加算する。

⑫医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等 (短期入所) (1/2)

【短期入所】

①福祉型強化短期入所の類型の追加（日中支援サービス類型）

<<福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）（障害者向け）【新設】>>

<<福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）（障害児向け）【新設】>>

※ 医療的ケア者等に対して、看護職員を常勤で1人以上配置している指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

②医療的ケア者等の受入体制の拡充（福祉型短期入所サービス）

<<医療的ケア対応支援加算【新設】>> 120単位／日

指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、医療的ケア者等に対し、指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

<<重度障害児・障害者対応支援加算【新設】>> 30単位／日

指定短期入所事業所等において、区分5・6又は障害児支援区分3に該当する利用者数が当該事業所等の利用者数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

⑫医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等 (短期入所) (2/2)

【短期入所】

③医療型短期入所における受入支援の強化

<<医療型短期入所受入前支援加算(Ⅰ)【新設】>> 1,000単位/日

<<医療型短期入所受入前支援加算(Ⅱ)【新設】>> 500単位/日

※ 利用を希望する医療的ケア者等に対して、利用前日までに、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所等を行った場合に、利用開始日について、所定単位数を加算する。

(Ⅰ)は自宅等の訪問、(Ⅱ)はテレビ電話装置等の活用によってそれぞれ手技等を確認すること)

④医療型短期入所サービスの指定申請事務の負担軽減

<<短期入所に係る指定申請書類等の省略>>

介護老人保健施設の開設の許可を受けている場合は、以下の申請書の記載又は書類の提出を省略できる。

- ・ 申請者の登記事項証明書又は条例等
- ・ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- ・ 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- ・ 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- ・ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容

⑬リハビリテーション職の配置基準、 リハビリテーション加算の見直し (生活介護)



- 人員配置基準として、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。

【令和6年度以降】

指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- ・看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

- リハビリテーション加算におけるリハビリテーション実施計画の作成期間を個別支援計画と同様に6か月ごとにする。

【令和6年度以降】

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び6月ごとに（中略）リハビリテーション実施計画を作成すること。

⑭栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組の充実（生活介護）

<<栄養スクリーニング加算【新設】>> 5単位/回

利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態を確認し、その栄養状態に関する情報を、相談支援専門員に提供した場合、1回につき所定単位数を加算する。

<<栄養改善加算【新設】>> 200単位/回

次の（１）から（４）までのいずれにも適合する事業所等において、低栄養・過栄養状態の利用者又はそのおそれがある利用者に対して、**栄養改善サービス**を行った場合、3月以内の期間に限り、1月に2回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービス開始から3月ごとの栄養状態評価の結果、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

（１） 管理栄養士を1名以上配置すること。（外部との連携も可）

（２） 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を策定していること。

（３） 栄養ケア計画に従い、必要に応じて利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行うとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

（４） 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

⑮ その他

○経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し

→令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて（別紙Ⅰ）参照

○各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業者にも交付しなければ
ならないこととする。（短期入所を除く）

○人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、以下のとおり見直す。

・「常勤」及び「常勤換算方法」計算に当たり、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で「常勤（常勤換算計算上「1」）」として扱うことを認める。

○障害者支援施設と隣接してない生活介護事業所等への送迎について、施設入所者についても送迎加算を算定可能とする。（短期入所を除く）

各事項の参考資料 《市HPに掲載されています》



●令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

●令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html



こちらの動画は以上で終了です。
ご視聴ありがとうございました。

今後も法令等を踏まえた事業所
の運営をよろしくお願いいたします。